

役員選任規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人低温工学・超電導学会（以下「この法人」という。）定款第25条の規程に基づき、役員を選任に関し必要な事項を定めることを目的とし、役員選任の円滑化を図ることを目的とする。

(役員を選任)

第2条 役員たる理事および監事は、正会員による選挙で選出された役員候補者が、社員総会の決議によって選任される。

- 2 会長は、社員総会によって選出された会長候補者を、理事会の決議によって選定する。
- 3 会長候補者選挙と理事候補者選挙は同時に行う。
- 4 役員選挙の候補者は、被選挙権を有する正会員とする。ただし、この規定の第5条の推薦委員会が選出した被推薦者を、指針として公示した後に選挙を行なう。
- 5 選挙人は、公示された被推薦者以外の被選挙権者にも投票できる。
- 6 上記の規程にかかわらず理事のうち少なくとも1名は6.1項、6.2項、6.3項の要件をすべて満たす者とし、監事のうち少なくとも1名は6.3項、6.4項、6.5項の要件をすべて満たす者とする。
 - 6.1 この法人の業務執行理事、使用人でない者
 - 6.2 過去10年間この法人の業務執行理事、使用人でなかった者
 - 6.3 この法人の社員でない者
 - 6.4 この法人の理事、使用人でない者
 - 6.5 過去10年間この法人の理事、使用人でなかった者

(役員選任の手順)

第3条 役員選任の手順は別表1を参考に実施する。

(選挙権者及び被選挙権者)

第4条 選挙を行う年の1月1日現在に於ける正会員は選挙権を有する。また同期まで3年以上正会員である者は被選挙権を有する。

(推薦委員会による被推薦者の選出)

第5条 推薦委員会は、理事候補15名（会長候補を含む）、監事候補2名の被推薦者を選出する。

- 2 推薦委員会は理事候補の中から3名以内の会長候補を推薦する。
- 3 推薦委員会は、選出された被推薦者を選挙管理委員会に報告する。

(推薦委員会の構成)

第6条 推薦委員会は次に挙げる正会員によって構成される。

- (1) 運営委員会委員長
- (2) 財政委員会委員長
- (3) 企画委員会委員長
- (4) 学会誌出版委員会委員長
- (5) 国際交流委員会委員長
- (6) 広報・広告委員会委員長
- (7) HP 委員会委員長
- (8) 教育・セミナー委員会委員長
- (9) 環境・安全委員会委員長
- (10) 冷凍部会長
- (11) 超電導応用研究会長
- (12) 材料研究会長
- (13) 関西支部支部長
- (14) 東北・北海道支部支部長
- (15) 九州・西日本支部支部長
- (16) 褒賞選考委員会委員長
- (17) 基盤強化委員会委員長
- (18) フェロー選考委員会委員長
- (19) 会長が必要と認めた者6名以内

2 会長は推薦委員会の委員長を兼ねる。

(選挙管理委員会)

第7条 会長は、正会員の中から、選挙管理委員長1名、選挙管理委員2名を委嘱する。

第8条 選挙管理委員会は、推薦委員会が選出した被推薦者名および投票・開票の期日を公示する。

2 選挙管理委員長は、役員選挙の結果を理事会に報告するとともに、学会誌とこの法人のHPを通じて正会員に広報しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項に定める他、次の職務を行なう。

- ① 選挙権者・被選挙権者の資格の調査。
- ② 投票用紙の作成、保管及び交付。
- ③ 投票の管理、開票及び当選者の認定。
- ④ その他選挙の事務及び広報に関する業務。

(正会員による役員選挙)

第9条 会長候補を含む役員選挙は、郵送による無記名投票によって行なう。

- 2 最多得票した者から、定員内の者を当選者とする。
- 3 得票数が同数の場合は、選挙管理委員長のもとで決定する。
- 4 選挙投票用紙は別表 2 を用いる。

(選挙の立ち会い)

第 10 条 正会員は選挙の開票に立ち会うことができる。

(役員選任の完了)

第 11 条 役員を選任は、総会に於いて会長候補を含む理事及び監事としての承認を得た事をもって完了し、会長は理事会の承認を得て完了する。

(選挙のやり直し)

第 12 条 会長候補を含む理事及び監事を担当する役員候補者が、総会において承認を得ることができなかつた場合には、この規則に従って選挙のやり直しを行なう。

(改正)

第 13 条 本規程の改訂は、理事会の決議を経て行なう。

附属

本規程、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 本規程は、平成 25 年 4 月 22 日より改訂・施行する。
- 3 本規程は、平成 27 年 7 月 23 日より改訂・施行する。
- 4 本規程は、令和元年 10 月 23 日より改訂・施行する。
- 5 本規程は、令和 2 年 1 月 22 日より改訂・施行する。
- 6 本規程は、令和 5 年 7 月 25 日より改訂・施行する。
- 7 本規程は、令和 7 年 7 月 28 日より改訂・施行する。

別表1 役員選任の手順（参考）



